

県民参加による 地球温暖化防止への取組

地球温暖化は地球規模の問題ですが、私たちの日常生活にも深く関係するものです。

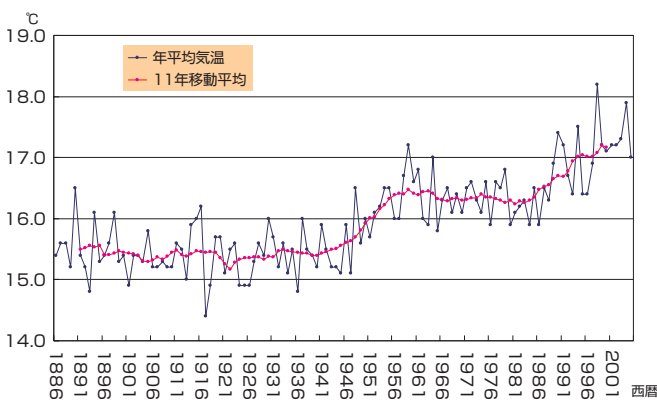
今回の特集では、地球温暖化問題の現状や県の取組状況、地球温暖化防止への新たな取組をご紹介します。

1 地球温暖化対策の現状

(1) 地球温暖化問題とは

地球環境問題は人類にとって深刻な課題であり、地球規模でCO₂やメタンなどの温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。温室効果ガスは、地球全体の気温が上昇する「地球温暖化」を引き起こす原因となっており、経済社会活動などの、人為的な影響によって1750年頃の産業革命以降、大きく増加しています。地球温暖化により異常気象や海面の上昇といった気候変動や、生態系への悪影響などが現実化しつつあり、我々の生活にも深く関係する問題です。

高知市の年平均気温の推移(1886年～2006年)



※1886年からの10年間の平均気温と2005年までの10年間を比べると、約1.7°C上昇しています。



※サンゴの白化は、海水温の上昇が原因と考えられています。白化が長時間に及ぶとサンゴは死滅してしまいます。

(2) 国の取組

我が国では、温室効果ガスの排出量の少ない産業・生活様式を実現する「低炭素社会」への転換を進め、2008～2012年の5年間の平均で、基準年(1990年)と比べて温室効果ガスを6%削減するという京都議定書の目標達成に向け取り組んでいます。

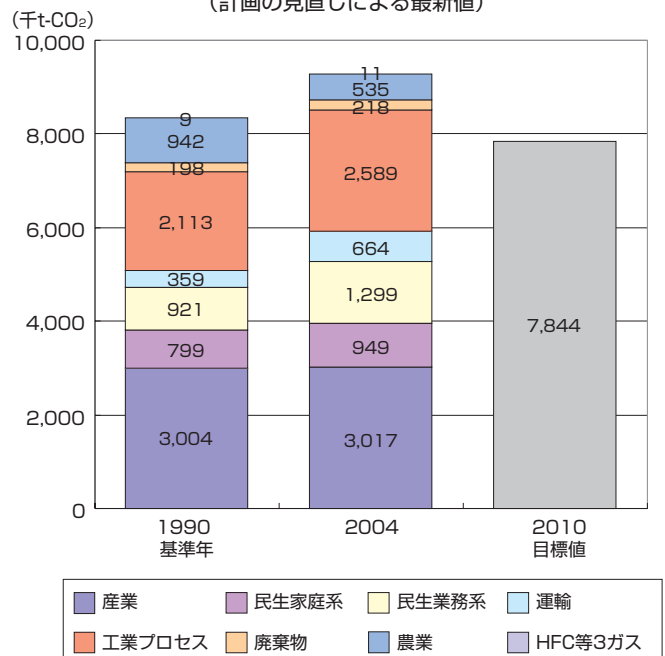
(3) 県の取組

高知県においても、県内の地球温暖化対策を進めていくための基本となる「高知県地球温暖化対策地域推進計画」を平成16年3月に策定し、民生部門での温暖化防止の中心となる「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の指定や、家庭での温暖化防止の取組を支援する「高知県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱するなどの温暖化対策を推進してきました。

しかし、県内の温室効果ガスの排出量は基準年(1990年)を大きく上回っており、特に民生部門では増加傾向にあります。

そこで国内外の動向や社会経済情勢の変更などを踏まえつつ、「京都議定書の内容を遵守する」ことを新たなテーマに据え、平成19年度に計画の見直しを行いました。

高知県の温室効果ガス排出量の推移と削減目標
(計画の見直しによる最新値)



(4) 計画の概要

次期計画では、「京都議定書の内容を遵守する」というテーマに沿って、基準年比で2010年までに温室効果ガスを6%削減(1,492千t-CO₂の削減に相当)する

ことを掲げ、県自らだけでなく事業者、県民など、様々な主体の参加により取組を進めることとしています。

また計画では、①県民運動による温暖化防止の取組の拡大②豊かな森林資源を活かした吸収源対策の強化に重点を置き取り組むこととしています。

高知県地球温暖化対策地域推進計画(H20-H22)

・県の地球温暖化対策に関する計画
京都議定書の内容遵守を目指す。
(基準年(1990年)比でCO₂排出量の-6%を達成)

①削減対策

0.2百万トンの排出量を削減
→県民や事業者を主体とした取組



○県民運動による温暖化対策の推進
(民生・業務部門)

②吸収源対策

1.2百万トンの森林吸収源対策
→「森林吸収量確保推進計画(森林部)」
に基づく施策



○健全な森林の整備(間伐の推進、天然林の保全)

2 県の新たな取組

ここでは、次期計画に基づいて、平成20年度から新たに実施する、県民運動による温暖化防止の取組について、主なものを紹介します。

(1) 地球温暖化防止県民会議(仮称)の設置 ～県民運動による温暖化対策を活性化～

県では、県内の温室効果ガスの排出削減に取り組む「高知県地球温暖化対策協議会」を平成16年度に設立し、クールビズやエコドライブの呼びかけなど、普及啓発活動を行ってきました。

この協議会をさらに発展させ、高知県地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら「地球温暖化防止県民会議(仮称)」を立ち上げ、省エネ行動やエコドライブの取組推進といった民生部門や運輸部門の対策について、県民一人ひとりが主体となって推進するための体制づくりを行います。

(2) CO₂木づかい運動

～県産材の利用拡大による温暖化対策～

木にはCO₂を吸収し、固定する機能があり、木材製品を利用することは、木材産業の振興はもちろん、木材製品に固定された炭素が大気中に放出されないため、温暖化対策にもつながります。

そこで、住宅などに用いられる県産材の使用量に応じて、CO₂の固定量を認定し明記することで、購入者が環境対策に取り組んでいることを目に見える形にし、木材利用の促進が温暖化対策につながることを広く県民にアピールします。



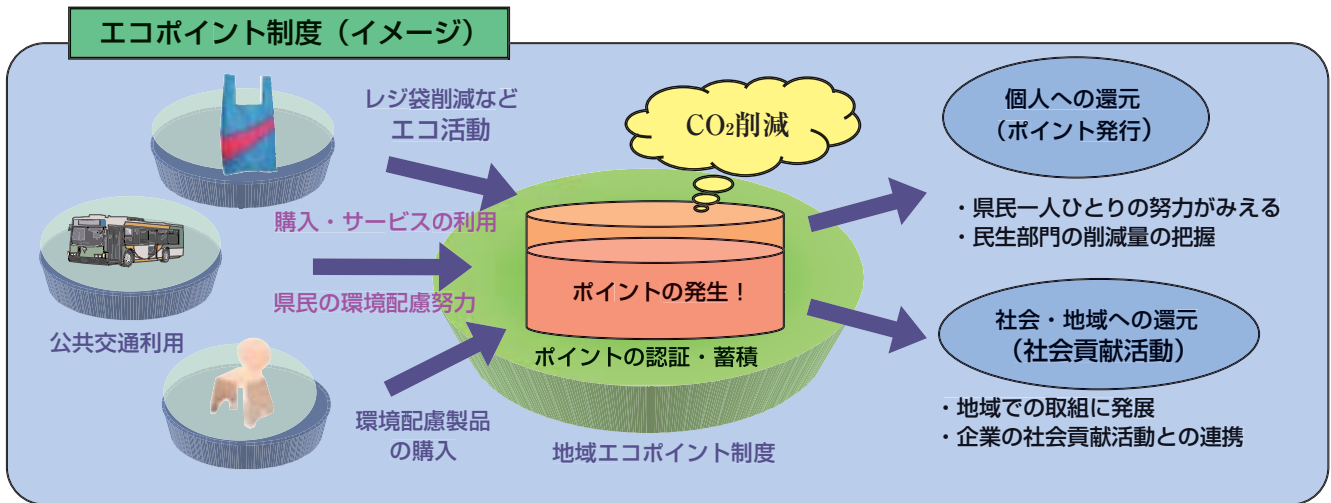
県産材を利用した建物(個人住宅)

(3) エコポイント制度

～県民のCO₂削減行動をポイント化～

私たちの日常生活のなかには、一人ひとりが取り組めるたくさんのCO₂削減行動があります。しかし、どのくらいの削減効果があるのかを確認する手段はありません。

そこで公共交通の利用や、マイバッグ等によるレジ袋の削減、省エネ家電等の環境配慮型製品の購入といった行動に対し、CO₂削減量に応じた「ポイント」が発行され、ポイントが商品購入や地域の環境保全活動に使えるような「エコポイント制度」の導入を図り、環境に配慮した消費への変化を促します。



(4) 新環境マネジメントシステム

～県庁自らの温暖化対策とその展開～

県庁では平成12年から「ISO14001」の認証を取得し、職場の環境保全に取り組んだ結果、紙や電気の使用量等が削減されました。しかし仕組みが複雑なこともあり、自主的な取組にはつながりにくい状況でした。

そこで、平成20年度からはISO14001に替わり、地球温暖化対策の視点から県独自のマネジメントシステムを構築し、これまでの一部庁舎での取組から、出先機関も含めた全庁の職場でのエコオフィス活動へ展開し、率先してCO₂の削減を行います。また市町村や民間団体といった他の組織へも本システムを活用したエコオフィス活動を広げていきます。

(5) 木質バイオマス地域循環モデル

重油などの化石燃料に替わり、県内の森林資源を活用した木質ペレット等によるエネルギー利用は、県内でも導入されていますが、まだ広がりがみられません。

そこで、県は、小規模施設での木質バイオマスの利用によるCO₂の削減量を認証し、証書を発行します。これにより、削減量を数値化し、環境先進企業の協賛金に結びつけること等による価値化を行い、小規模の新エネルギー設備の導入を促進するためのモデル構築を目指します。

このように、私たちの身近なところから取組を進め、県民全員の参加による地球温暖化対策を推進します。